The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	＜翻訳＞EU加盟国における環境上の意思決定に関する司法アクセス ： 国別の特性と共通する傾向
Author(s)	ダルポ, ヤン; 大久保, 規子
Citation	阪大法学. 2016, 65(6), p. 55-84
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/75475
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

翻訳

EU加盟国における環境上の意思決定に関する司法アクセス

――国別の特性と共通する傾向――

ヤン・ダルポ
大久保規子／訳

一　はじめに

1　背景

EUとその加盟国は、国連欧州経済委員会（UNECE）の「環境問題における情報へのアクセス、意思決定への市民参加及び司法へのアクセスに関する条約」（オーフス条約）の締約国である。条約の多くの規定は、参加指令（PPD）（2003/35）、環境アセスメント指令（旧85/337、現行2011/92）、統合的汚染防止管理指令（IPPC）／産業排出指令（IED）（旧96/61、現行2008/1および2010/75）、環境責任指令（ELD）（2004/35）等、EU指令により履行されている。[1] しかし、いくつかの点で、司法アクセスに関する要件の履行は締約国に委ねられ

ており、そのために各国の法秩序によりかなり異なっている。同条約の三つめの柱を強化し、最近の欧州司法裁判所の判決に加盟国を適合させるために、欧州委員会は、二〇一二年から二〇一三年にかけてEU加盟国の司法アクセスとその実効性に関する研究を行った。それ故、本研究は、次の欧州二八カ国を対象としている。すなわち、オーストリア（AT）、ベルギー（BE）、ブルガリア（BG）、クロアチア（HR）、キプロス（CY）、チェコ（CZ）、デンマーク（DK）、エストニア（EE）、フィンランド（FI）、フランス（FR）、ドイツ（DE）、ギリシャ（EL）、ハンガリー（HU）、アイルランド（IE）、イタリア（IT）、ラトビア（LV）、リトアニア（LT）、ルクセンブルク（LU）、マルタ（MT）、オランダ（NL）、ポーランド（PL）、ポルトガル（PT）、ルーマニア（RO）、スロバキア（SK）、スロベニア（SI）、スペイン（ES）、スウェーデン（SE）およびイギリス（UK）である。

その研究目的は、司法アクセスに関するオーフス条約九条三項のEU加盟国における履行状況を分析することであった。本研究は、九条三項が適用される場合に関し、審査手続の実効性に関する九条四項の履行状況も対象としている。さらに、本研究は、欧州司法裁判所の判例の進展が国内の法体系に与える影響について評価することも目的にしている（例えば、ヤネック［Janecek］事件（二〇〇八年C-237/07）、アイルランド費用事件（二〇〇九年C-427/07）、メラー［Mellor］事件（二〇〇九年C-75/08）、DLV事件（二〇一〇年C-263/08）、トリアネル［Trianel］事件（二〇一一年C-115/09）、スロバキア熊事件（二〇一一年C-240/09）、ボクサス［Boxus］事件（二〇一一年C-128/09）、ソルベイ［Solvay］事件（二〇一一年C-182/10）、クリザン［Križan］事件（二〇一三年C-416/10）およびエドワード［Edwards］事件（二〇一三年C-260/11））[2]。

各国レポートは、当該国の著名な研究者、裁判官または経験豊かな弁護士により作成された。その結論と勧告を

含む総合レポートは小規模なグループで準備されたが、全ての責任は―何らかの瑕疵も含め―筆者の責任である。[3]

本稿では、EU加盟国の環境上の決定に係る司法アクセス研究の主な成果を要約する。

2　前回の司法アクセス指令案

二〇〇五年のオーフス条約加盟に伴い、EUは、その立法が完全には同条約九条三項に適合していないことを宣言しており、その結果、「加盟国は、ECの条約加盟時点で、これらの義務を履行する責任があり、ECが……これらの義務の履行をカバーするEC法の規定を採択するまで、そして採択しない限りは、そのような義務が存続する」。[4] その背景には司法アクセス指令案がその二年前に欧州委員会により提案されたにもかかわらず、進展が滞ったという事情があった。[5] いくつかの大きな加盟国からの強い抵抗により、作業は行き詰まり、二〇一四年に撤回された。それにもかかわらず、この提案は、EUにおける九条三項の履行に重要な役割を果たし、それ故、その重要ないくつかの要素を指摘する価値がある。

同指令は、公的機関による作為および不作為を争うための司法および行政の審査手続に関する規定を設けることを目的としていた。加盟国は市民の構成員に私人による環境法違反の作為および不作為を争うための法的手段を提供するものとするという一般的な要件はあったものの、この規定（三条）は、オーフス条約九条三項を単に引き写したにすぎなかった。さらに、提案は、審査機関が「独立かつ中立」でなければならず、その決定は法的拘束力を有するものとする（二条f）という質的基準を定めていたものの、行政機関への不服申立てと訴訟を区別していなかった。

指令案の対象範囲は広かった。「環境法」は、人間の健康、自然資源の保護または合理的利用を含め、環境を保

護・改善する目的を有するＥＵ法をいうと定義された（二条ｇ）。この一般的定義に加え、水、土壌、大気保全、都市・農村計画、自然保護、生物多様性、廃棄物管理、化学物質およびバイオテクノロジーといった例示規定が設けられた。さらに、環境アセスメントおよび環境情報へのアクセスに関するＥＵ法ももちろん含まれていた。

司法アクセスに関する基本的規定は、四条に設けられた。ここでは、市民の構成員は、環境法違反の行政の作為および不作為の実体的および手続的な適法性を争うために、仮の救済を含め、環境争訟へのアクセスを有するものとすると定められていた。個人に関する原告適格の基準は、利益を基準としたものでも、権利を基準としたものでも、いずれでも良いとされ、その決定は加盟国に委ねられた。

しかし、司法審査を求めるために、市民の構成員は、最初に行政機関の内部審査を申し立てることが義務付けられていた（六条）。この手続に関する規定は、審査請求期間や行政による書面での応答期間を定めていた。当該決定が期間内になされなかったり、決定に不服がある場合には、審査請求人は、裁判所または法的な独立機関に環境訴訟を提起することができるとされていた。

環境団体は、その定款の範囲内の事項であって、かつ、同団体の地理的な活動範囲内の事項に関し、原告適格を有するとされた（五条）。指令案によれば、環境団体は、当該国において、アドホックにまたは事前の承認手続により承認されるものとされた。さらに、環境団体は、独立した非営利の法人でなければならず、かつ、適切な組織構造を有し、法的に設立され、かつ、加盟国が定める一定期間（三年以内）、環境保護活動をしてきたこと、そして会計報告書を審査する監査役が存在すること、といういくつかの追加的基準があった（九条）。

最後に、指令案によれば、加盟国は、公平かつ衡平、迅速で著しく高額ではない適切かつ実効的な環境争訟手続を提供するものとされていた（一〇条）。

二　各国レポートの結果

1　オーフス条約九条三項の履行に関する一般的な背景

オーフス条約並びに同条約九条三項および同四項のＥＵおよびその加盟国における履行状況に関する一般的な背景は、すでに二〇〇七年に欧州委員会により公刊されたレポート（ミリョーレポート）に示されている。[6] このレポートの公刊以降、研究対象の加盟国は、多様な傾向を示している。

一方では、市民の構成員が環境上の決定を争う可能性は、いくつかの国で、異なる方法で改善されてきた。例えば、個人または環境団体の原告適格の緩和（ＢＥ、ＢＧ、ＥＥ、ＤＥ、ＥＬ、ＩＥ、ＬＵ、ＳＥ、ＳＩ、ＳＫ）または訴訟の可能性の拡大（ＡＴ、ＣＺ、ＦＲ、ＨＲ、ＬＴ、ＭＴ、ＰＬ、ＲＯ）である。これは、ある程度、欧州委員会またはオーフス条約遵守委員会の圧力の結果であった。さらに、欧州司法裁判所の判例の展開が、多くの加盟国において司法アクセスの発展に積極的な役割を果たした。

他方では、「より良い規制」に向けた強力な動きと軌を一にした逆方向の傾向も認められる。研究対象国にある程度共通の特徴は、原子力発電所、沿岸での活動、インフラ・プロジェクト、その他重要な公益性があるとされる活動等の大規模なプロジェクトが、行政のヒエラルキーの高いレベル（政府または中央行政庁）で決定され、または「計画」に基づき承認されているということである。そのような政策決定を裁判所で市民が実効的に争うことのできる可能性は、一般に低く、または存在していない。いくつかの研究対象国では、そのようなプロジェクトの決定を「上へと引き上げる」傾向が増大している。その目的は、とくに、意思決定プロセスの実効性を改善することにある。しかし、その結果として―意図的であるかどうかは別として―市民の司法アクセスの可能性が直接的また

は間接的に損なわれた（BE、DE、EL、ES、NL、RO、SE、UK）。このことと密接に関連した傾向として、いくつかの国では、個別の許可に代えて一般的な拘束力のある規則（GBR：generally binding rules）が利用されるようになったことで、市民が決定に「介入」を許されなくなった（NL、SE）。また、別の国では、環境事件の個人の原告適格の基準が厳格化された（NL、RO）。さらに、上訴に係る手数料を導入したり（DK）、訴訟費用を導入または増額したり（CZ、EE、EL、LV、RO、UK）、いくつかの環境事件において敗訴者負担原則の適用を始めた（BE、ES）国もある。それ故、EU加盟国における九条三項および同四項の履行状況の全体像は、ミリョーレポートと同じように、多様で、ランダムで不整合な状況にあると記述することができる。

もう一つ、加盟国に共通の現象として特記すべきことは、市民参加手続と環境に関するその他の種類の決定手続の明確な区別であり、司法アクセスの可能性は、後者よりも前者の場合の方がずっと広い。かなりの程度、これは、環境アセスメント指令、統合的汚染防止管理指令、産業排出指令、環境責任指令および生息地指令が定める要件の履行によることが明らかである。しかし、EU法を超えて、伝統的な市民参加と司法アクセスが、多かれ少なかれ決め手となるような―例えば、計画・建設立法のような―環境法領域と、市民参加がわずかな影響または全く影響を有しないその他の領域との区別がある。後者の決定の多くは、狩猟、林業、漁業、鉱業等に関するある種の「縦割りの」立法に従って行われている。一般に、これらの領域における許可手続においては、申請者と行政機関のみが「当事者」とみなされる。当該決定が環境保護に関するEU法違反の可能性があるにもかかわらず、誰も裁判所でその決定を争うことができない法体系となっている国もある。

オーフス条約九条三項による司法アクセスの入手可能な手段に関しても、研究対象国の間で多様化が認められる。多くの国では、行政決定は行政手続と訴訟という両方の方法で、これを争うことができる。時として、行政上の救

済を訴訟の前に提起しなければならない。行政上の救済は、通常、異議のある決定を行った行政庁に対する申立てと、その上級庁に対する申立てから構成される。ある種の行政不服申立てについて行政機関の技術的な専門家を含む特別の審判機関を設けている国もある（ＢＥ（フランデレン地域）、ＤＫ、ＩＥ、ＬＴ、ＭＴ、ＳＥ、ＵＫ）。経験上、環境分野の意思決定は、そのような手段により改善されうる。

本レポートは、行政決定の司法審査に焦点を当てているが、当然、司法救済は、別の文脈でも利用可能である。有害な排出によりその財産や身体を侵害される隣地の所有者は、ほとんど常に民事救済を利用できる。多くの加盟国では、私人は刑事訴訟を提起できず、検察官に刑事法違反を通報できるにとどまる。しかし、イギリスでは（また、ベルギーでは極めて限定的ではあるが）、私人が刑事裁判所に刑事事件について訴追できる。また、フランスでは、私人や環境団体による私訴が認められているものの、それは、自身が損害を被っている場合に限られる。さらに、いくつかの研究対象国では、環境団体は、環境損害に関し、有害な活動を行っている操業者に対して訴訟を提起する可能性を認められているが（ＦＲ、ＥＬ、ＩＴ、ＬＵ、ＰＬ、ＰＴ、ＲＯ）、賠償金は国庫に算入されるとされているケースもある。もちろん、憲法裁判所も、それが設置されている法体系においては、環境法に関する重要事項について判決を下すことができる。司法アクセスに関する全体像を掴むためには、これらの救済に留意する必要がある。

最後に、裁判所の態度は、国により多様である。イギリスのように、裁判所が関係市民の司法アクセスを改善するために、先導的な役割を果たしてきた加盟国もある。裁判所が、より保守的な個人の「権利」の解釈に固執して、環境のために司法アクセスを拡大することに極めて慎重な態度をとってきた国もある。オーストリア、ドイツおよびチェコの裁判所は、このような伝統的な立場をとっている例であるという印象をもっている。(7)

2　個人、集団および環境団体の原告適格

各国レポートは、審査請求および司法審査の当事者適格に関し、二〇〇七年のミリョーレポートで示された多様性を再確認している。加盟国の中でも、誰もが環境に関する行政の作為および不作為を争えるようにしている法体系（民衆訴訟）から、個人の権利が影響を受けていることを示すことができる市民の構成員に限って司法審査の可能性を認めている法体系まで、実に多様な制度がある。民衆訴訟は、ポルトガルで広く認められており、スロベニアとスペインにおいても極めて普通に行われており、ルーマニアでは、一般適用される環境保護法の中に定められている。ベルギー、エストニア、フィンランドおよびスウェーデンでは、自治体の住民は誰でも、特定の地域的な決定を裁判所で争うことができる。[8] ラトビアのシステムも、環境問題に関する決定手続に参加した人は誰でも、当該決定を訴訟で争うことが認められているので、民衆訴訟を許容しているといえる。ギリシャの国務院の判例では、環境事件の原告適格は、「準民衆訴訟」といわれるほど広く認められてきた。[9] アイルランドとルーマニアでは―そして、ある種の状況においては、クロアチアやフィンランドでも―環境法違反があれば、誰もが、執行訴訟を遂行できる。最後に、イギリスで私人が訴追できる可能性があるということは、ある種の民衆訴訟ということができる。

これに対し、保護規範説が、多くの国々で、少なくともある程度適用されている。ドイツとオーストリアで適用されているような厳格な形態では、行政裁判所に訴訟を提起するためには、原告は、当該決定または不作為により自己の個別的権利または公権が影響を受ける可能性があるということを示さなければならない。例えば、産業施設の許可の場合、影響を受ける者は、当該決定のうち、極めて限定された意味で自己の個別的利益（権利）を保護するよう定められている部分のみ、すなわち、通常、人間の健康を害すると認識されている排出に関する部分だけを争うことができる。これらの者が決定を争える場合であっても、訴訟に有利な全ての他の議論は審理の範囲外であ

るとして退けられる。このように、環境保護という一般的な問題は、行政の特権とみなされ、司法審査に服させることはできない。オランダでは、参加をすれば自動的に環境訴訟の原告適格を認めるという、ラトビアと類似したある種の民衆訴訟が存在したが、二〇〇四年に利益を基準としたアプローチに変更され、さらに、それも保護規範説が導入されたことにより、二〇一〇年と二〇一三年に放棄された。オランダの理論はより緩やかなものであり、原告適格には関係しないかもしれないが、原告が主張できる議論を制限し、それ故、司法判断の範囲を制限している。[10] いくつかの対象国は、市民の構成員が訴訟を提起できる可能性を伝統的な狭義の所有権に関連づけている（CY、CZ、HR、SK）。これらのシステムは、保護規範説の厳格な適用を行っている国に極めて近い。

多数の対象国は、多かれ少なかれ「利益を基準」として原告適格を決定している中間グループに属する（BE、BG、DK、FI、FR、EL、HU、HR、IE、NL、LU、IT、SK、SE、SI、UK）。「権利を基準」としたシステムと「利益を基準」としたシステムを区別することが必ずしも容易ではないとしても―少なくとも私見では―後者の国々は、原告適格に関するよりリベラルなアプローチをとっているといえる。もし潜在的な原告が上述の産業活動の周辺に居住し、または時間を過ごしており、かつ、当該活動による排出、妨害、その他の不都合により影響を受けるリスクがあれば、裁判所で当該許可を争うことができる。これに加え、通常、審理の範囲は無制限か、ほとんど限定がなく、一般的な環境法の遵守も含め、どのような議論も根拠を強化するために利用できる。

ただし、ここでは留保が必要である。個人の原告適格は、基本的に裁判所の決定に委ねられている問題である。しかし、―これが本研究の質問票の構成上の欠陥であるが―ほとんどの各国レポートは、例外はあるものの、この問題に関する判例について触れていない。それ故、我々の知見は、異なる研究対象国において市民の構成員として

行政決定を争うことのできる個人のグループの正確な定義ということになると、限定的なものである。それでも、各国レポートの例から、いくつかの結論を導くことは可能である。イギリスのレポートは、開発が計画され、決定の対象とされた地域から約六キロの所に居住し、その場所をバードウォッチングとレクリエーションのために使っていたスコットランドの原告について言及している。この原告は、彼が「訴訟のための権原と利益」を有していないという理由で、上級裁判所第一審において司法審査の当事者適格を否定された。しかし、イギリスのレポートの執筆者は、最近の最高裁の判例に照らせば、バードウォッチャーは、おそらく今日では、この決定に対して訴訟を提起することが認められるだろうと結論づけている。(11) イタリアのレポートでは、市民サービスのための小さな衛生施設を認める許可が出された浜辺の周辺住民に関する情報が盛り込まれている。この住民は二キロ離れたところに住んでおり、かつ、この建築物は浜辺への当該住民のアクセスを何ら制約するものではなかったにもかかわらず、原告適格が認められた。(12) スウェーデンのシステム―市民の個人の構成員に対して極めて寛大に司法アクセスを認めているということができるが―と比較すると、スウェーデンでは、この二人の男性は裁判所の入り口に近寄ることすらできないだろう。

環境ＮＧＯの原告適格は、通常、伝統的に、または明文の立法により認められている。司法アクセスが個人に対しても組織に対しても、民衆訴訟により広く認められている国々では、環境ＮＧＯの原告適格を定義する必要はあまりない。他の研究対象国では、通常、組織の定款が環境保護、レクリエーション、歴史的遺産その他紛争となっている決定に関係のあるものを含んでいるということが基本条件とされている。この基準が、法の領域内の活動に係る要件に置き換えられたり、これが追加されたりしていることもある。場合により、定款は裁判所により極めて狭く解釈され、環境ＮＧＯは、定款で明確に言及している問題しか争うことしかできない（オランダ）。いくつか

の加盟国では、定款は、地域的基準として判例において重要な役割を果たしている（ＡＴ、ＢＥ、ＥＳ、ＦＩ、ＨＵ、ＮＬ）。このことは、定款に即した環境ＮＧＯの活動が一つの地域に限られているならば、他の地域の決定を争うことはできないということである。イタリアでは、環境ＮＧＯは、二〇の州のうち五つの州で活動経験があることを示すように要求されており、地方の環境ＮＧＯに対する差別になっている。同様の仕組みは、スロベニアでも採用されており、環境ＮＧＯが承認されるためには、国土全体での活動経験がなければならないとされている。

研究対象国では、通常、環境ＮＧＯの登録要件が定められている（ＡＴ、ＦＩ、ＦＲ、ＤＥ、ＥＬ、ＨＵ、ＬＴ、ＬＵ、ＩＴ、ＬＶ、ＰＬ、ＲＯ、ＳＩ、ＳＫ）。また、存続または活動の期間に関する基準も一般的に設けられているが、その長さはまちまちであり、一年（ＳＫおよびＩＥのいくつかの事例）、二年（ＥＳ、ＨＲ）、三年（ＡＴ、ＢＥ、ＦＲ、ＤＥ、ＬＵおよびＳＥ）、さらに二つの国では五年（ＣＹおよびＳＩ）である。いくつかの国では、追加的な基準が存在する。スロベニアとスウェーデンだけは、環境ＮＧＯの原告適格について一般的な会員数基準を設けており（それぞれ三〇人と一〇〇人）、それに対し、デンマークは計画法の分野でのみ同様の人数要件を設定し、また、スロバキアは統合的汚染防止管理許可を争う前提として、二五〇人という要件を設けている。開放性と民主的構造という基準は、ドイツとイタリアで用いられており、それ故、ＷＷＦ（ドイツ）やグリーンピース（両方の国）といった著名なＮＧＯが環境事件の原告適格を認められない。これは、以前はスウェーデンの環境ＮＧＯの原告適格の基準としても用いられていたが、二〇〇八年の前掲ＤＬＶ事件に関する欧州司法裁判所の判決後に廃止された。現在では、その代わりに、非営利という基準が用いられており、これは、オーストリア、ベルギー、ドイツ、ポーランド、スロベニアでも用いられている。エストニアとスウェーデンには民主性に関する基準もある。エストニアでは、アドホックなグループは、影響を受けるかなりの割合の地域住民を代表していることを示さなけ

ればならない。[13] スウェーデンでは、人数基準の代わりに、環境ＮＧＯは、「市民からの支持」のあることを示すことができることという基準がある。

いくつかの研究対象国では、自然保護、レクリエーション、文化遺産を含め、環境ＮＧＯは、広義の計画・環境法に基づくいかなる決定についても訴訟で争う原告適格を有する。他の国では、原告適格は、特定の法律および／または許可、廃止等、特定の種類の決定に限定されている（ＡＴ、ＣＺ、ＤＥ、ＦＩ、ＳＥ、ＳＩ）。

最後に、環境に係る決定手続への参加ということがある。上述のように、参加は、司法アクセスを開く鍵として用いることのできるものであり、法学の文献では「間接的な民衆訴訟」とか、「多段階の民衆訴訟」と呼ばれることがある。しかし、研究対象国でより一般的なのは、参加―または行政不服申立ての提起―が司法アクセスの前提にされているということである。このような理解によれば、決定手続の参加段階で自己の意見を述べた者のみが裁判所で最終的な結果を争うことができる（ＡＴ、ＬＶ、ＤＥ、ＨＵ、ＩＥ、ＮＬ、ＳＩ、ＳＫ）。そのいくつかの国では、この要件が狭く解釈され、参加段階で異議を述べた問題のみを訴訟で争うことができる（ＡＴ、ＤＥ、ＩＥ、ＮＬ）。

３　何へのアクセスか

市民の構成員の実効的な司法アクセスは、原告適格だけではなく、より多くの要素を含んでいる。この文脈で重要な問題は、環境上の決定を訴訟で争うことが認められている場合、その何を争うことができるのかということである。裁判所は、争われている決定に関し、実体的問題と手続的問題の両方を審査するのかどうか。裁判所はどのような権限を有しているのか。すなわち行政機関に事件を差し戻し、なお別の（間違った）決定の余地も残すよう

な取消手続か、それとも当該決定を新たな決定に変更することができるような改善手続なのかという問題である。司法の実効性に関するいくつかの問題については、後述する（二5および三4参照）。ここでは、原告適格と審理の範囲との関係は、「より広い入り口、より小さな部屋」のようなものであるという一般的な見解を述べることで足りる。換言すれば、原告適格について寛容なシステムは、司法審査の範囲をより制限する傾向にあり、典型的には、取消訴訟において、多かれ少なかれ制限的な方法で、（事実問題に対してという意味で）法律問題に限定している。各国レポートの中からチェコの例を挙げれば、チェコの裁判所は、憲法裁判所も含め、環境ＮＧＯは自己の手続的権利を防御するための原告適格のみを有し、環境アセスメントの実質的結果やこれに続く許可を争うことはできないという論理を展開してきた。[14] 同様の例はポルトガルでも報告されており、法律上、完全な範囲の審理という明文の要件があるにもかかわらず、裁判所は、形式的な要件の審理に限定しているといわれている。[15]

他方、より制限的な原告適格要件を有するシステムの国では、改善訴訟において、争われている決定の「実質的な適法性」の審査や、合目的的性の審査をも行う国が多い。このように、不服の申立てが入り口を通過すれば、原告は、いわば「すべて」を得る。このことは、より審査の「密度が高い」と表現されることもある。例えば、ドイツでは、行政裁判所で決定を争うことができる所有者は、行政庁の作為および不作為に対する強力な保護を与えられている。スウェーデン、フィンランド、フランスでは、裁判所が、独自に仮の救済問題を処理したり、争点の活動に関するある種の監督的手段をとることができる。その種の措置は、イギリスやポルトガルの裁判所には確かに期待しがたいものである。

二つの考え方の違いは、市民の構成員が行政の不作為を争う可能性によって説明することができる。より限定的な原告適格要件とより密度の高い司法審査により特徴付けられる法体系では、不作為に係る行政の裁量がより限定

されている場合がある。行政の決定―または、この場合は不決定―には、多少の違いしか、または全く違いが認められていない。裁判所は、当該事案の実体に応じ、行政の決定を自己の決定に置き換えることができる。他方、原告適格要件はよりリベラルだが、司法審査を法律問題の綿密な審査に限定している法体系の場合には、裁判所は、行政に対し、いつ行動するかしないかの決定について、より多くの裁量を認める傾向にある。その結果、「寛大」な原告適格基準を有する体系は、時として市民の構成員が行政の不作為を争うことについて、それほど寛大ではないということになる。しかし、行政の不作為に関する問題は、より複雑であり、行政と司法の権力分立のような要素も含む。さらに、いくつかの加盟国では、監督的な決定に対する上訴は、特別法による場合を除き、関係市民には認められていない。このような状況の基礎にある理由を問わず、多かれ少なかれ全ての研究対象国で、行政の不作為を争う可能性の欠如、または、その場合の実効性の欠如が課題となっている。

4　環境争訟の費用[16]

環境争訟の費用は、オーフス条約九条四項および同五項で取り上げられている。九条四項では、九条三項の手続は「不当に高額」であってはならないとされている。九条五項では、締約国は司法アクセスに係る財政およびその他の障害を除去または軽減するための適切な支援の仕組みの確立を検討しなければならないとされている。環境争訟の費用には、参加費用、審査請求の手数料、裁判手数料その他の訴訟費用、弁護士報酬、鑑定人や参考人の手当および差止命令を得るための保証金（損害の保証または相互保証とも呼ばれる）が含まれる。

一般的に、環境上の決定への参加や行政不服申立てに関する手数料は不要であるが、例外はある（ＤＫ、ＩＥ、ＭＴ、ＳＩ[17]）。しかし、ほとんどの研究対象国では、訴訟提起の手数料は存在する。この唯一の例外はスウェーデ

ンであり、市民の構成員が環境上の決定を争うのは無料である。他の国では、場合により、個人および環境ＮＧＯが環境事件の裁判手数料の支払いを免除されることがある（ＨＵ、ＬＴ、ＰＴ、ＳＫ）。裁判手数料は、一般に、訴訟を提起するために必要とされ、そして、上訴する場合にはより高額な手数料を支払わなければならない。総じて、それ自体は重大な障害ではなく、平均すると第一審では一〇〇～二〇〇ユーロであり、上訴段階では五〇〇ユーロである。裁判手数料は、イギリスでは著しく高く、最高裁では五、〇〇〇ユーロを超える。いくつかの国では、多数原告は、同じ請求に対して、それぞれ裁判手数料を支払わなければならない（例えば、ＣＺ）。これは、訴訟が、原告ではなく、訴状に関係づけられているスロバキアとは対照的である。

多くの研究対象国で、民事訴訟における裁判手数料の計算システムは、訴訟の経済的価値、「訴訟物の価値」（問題になっている利益）に依拠している。このシステムは、市民の構成員が行政の作為および不作為を争う場合にも、ドイツおよびポルトガルの環境事件で適用される。ドイツでは、訴額は、行政のガイダンス文書、すなわち、訴訟物の価値カタログにより計算される。[18] 計算は、当該事件における原告の利益という観点から行われ、操業者の利益は重要ではない。裁判手数料は、当該価値の割合による。[19] これらの裁判手数料は、環境問題に関する通常の事件では七〇〇～一、二〇〇ユーロである。しかし、訴訟物の価値カタログによれば、裁判手数料は、鑑定人が含まれると増大する。ドイツのレポートによれば、裁判手数料は、各審級ごとに、典型的な自然保護事件では、四、〇〇〇～約八、〇〇〇ユーロである。また、弁護士費用は訴額によって決定され、審級ごとに七〇〇～三、〇〇〇ユーロである。[20]

多くの研究対象国で裁判所への上訴については、弁護士による支援が義務付けられている（ＡＴ、ＥＳ、ＦＲ、ＥＬ、ＨＲ、ＬＵ、ＭＴ、ＰＴ、ＳＩ、ＳＫ、ＵＫ）。いくつかの国では訴訟代理人は第一審では義務付けられて

いない（例えば、CZ、DE、FR、NL、PL）。しかし、最高裁に上告する場合には、共通して弁護士強制が採用されている。弁護士費用は国により著しく異なっている。例えば、ドイツで自然保護法に基づき環境NGOが提訴する場合の典型的な費用は、約二五、〇〇〇ユーロであり、アイルランドの高等裁判所での四日間の審問にかかる費用は、八六、〇〇〇ユーロを超える。[21] イギリスとアイルランドの訴訟では、五〇、〇〇〇ユーロを超えることも珍しいことではない。専門家レポートによれば、スペインでは、最低三、〇〇〇ユーロかかり、ベルギーでは、一つの事件で二、〇〇〇ユーロ未満ということは希である。ギリシャでは国務院の事件では、少なくとも二、八〇〇ユーロかかる。他方、スウェーデンとフィンランドでは一般に「無料」であり、各当事者は自分の費用を負担する。要するに、各国の費用は、著しく異なっている。しかし、各国レポートの情報から、多くの国で、訴訟は、専門家の助言にかかるかもしれない費用を除いて、二、〇〇〇～一〇、〇〇〇ユーロかかるということが推測される。

一般に、各当事者は、環境事件の審査請求においては、自己の費用を負担しなければならない。これに対し、訴訟における費用分配の基本原則は―民事事件においても、司法審査についても―「敗訴者負担原則」または「費用は事案に応じる」とされている。この原則は―またはその修正形が―ほとんどの研究対象国の裁判で適用されているが、例外は、フィンランド、スウェーデン、そして―司法審査事件においては―スロベニアであり、ルクセンブルクでは、同原則は弁護士費用には適用されない。イタリアでは、敗訴者負担原則は、以前は例外であったが、最近ではより一般的なものとなった。欧州司法裁判所の判決（C-427/07）に従い、アイルランドは、環境アセスメント、統合的汚染防止管理・産業排出事件および戦略的環境アセスメント事件並びに特定領域の計画および環境法の執行を目的とする訴訟の訴訟費用に関し、特別の措置を採用した。これらの事件では、各当事者が自己の費用を負担するのが一般原則である。多数の国において敗訴者負担原則の適用は、裁判官の裁量とされ、敗訴者が負担す

べき勝訴者の全費用または一部費用の総額については裁判官が決定する。弁護士費用に関する固定的な枠組みのシステム、または勝訴者の実際の費用の一定割合のみを敗訴者に支払わせるというシステムが極めて一般的である。

イギリスのレポートによれば、イギリスの裁判官は費用に関する裁量を有するものの、敗訴者が勝訴者の費用を全て支払うという一般的な原則を修正するようになったのは、ごく最近のことである。原告は、保護費用命令（PCO）を通じて、支払うべき費用に上限を設けるよう請求できるが、そのような命令に伴う条件に関する問題が存在し続けている。一般に、イギリスでは、これらの条件を充たすことは難しく、スコットランドでは、より一層困難である。

チェコ、エストニア、オランダ、ポーランド、スロバキアでは敗訴者負担原則が優勢であるものの、公的機関は、自分たちの法的費用を取り戻す可能性を利用できないか、ほとんどできない（一方的な費用シフト）。それ故、これらの国々では、実務上は、行政庁による環境上の決定を争う場合に、公益のために敗訴しても、不当に高額にはならない。

専門家の助言費用は当事者が負担するが、それはかなりの額になりうる。例えば、フランスでは、それらの費用は典型的には一五、〇〇〇ユーロ近くになり、ポルトガルでは、空中写真や実験分析のように事実に関する証拠を入手するためにしばしば必要となる費用は、いくつかの環境ＮＧＯの予算を超えるものであると報告されている。ある程度同様のことが、オーストリア、ドイツ、ギリシャ、ルーマニア、スロベニアの環境ＮＧＯから報告されている。しかし、そのような費用は、時として敗訴者に弁済してもらうことができる。そうだとしても、専門家の助言費用は、問題があるという報告が多い。

次節で詳細に述べるように、いくつかの研究対象国では、原告は環境上の決定や活動の差止めを得るために損害

の保証または相互保証を行わなければならない。[22] もし差止めを請求した当事者が最終的にその事案で敗訴した場合には、保証金は当該活動の遅延の結果生じた他当事者の何らかの損害を支払うために使われる。そのようなシステムと結びついた高額な費用は、行政の作為または不作為を争う市民の構成員にとって重大な障害となりうる。保証金の支払いという要件は、多額のデポジットを必要とするかもしれず、差止めを請求した当事者は、その事案で勝訴した場合にのみ、これを取り戻すことができる。キプロス、ベルギー、アイルランド、イタリア、スペインおよびイギリスの専門家は、仮の救済を確保する実際のまたは潜在的な費用のために実効的な救済を得るのが困難であると報告している。

ほぼすべての研究対象国が、少なくとも関係市民の個々の構成員のために、司法手続費用を改善するための法的扶助の枠組みを設けていた。しかし、アイルランドでは、法的扶助の枠組みに資金が充分手当てされておらず、範囲が限定されており、キプロスやギリシャでは、法的扶助は理論的には入手可能であるが、当該国の専門家は環境事件における実例を知らない。

法的扶助の供与要件は国によりさまざまであるが、一般に、申立人の収入状況に依存し、それは（かなり）低いレベルに設定されることが多い。多くの加盟国では、環境ＮＧＯや団体は法的扶助を受けることができないか、かなり例外的な場合にのみ認められる。または、法的扶助が僅かな額であるが故に、弁護士は扶助を受けることに熱心ではない。その例外は、デンマーク、ルーマニア、スロベニア、スペインおよびハンガリーであり、公益を代表する組織は法的扶助を受けられる可能性がある。オーストリア、チェコ、フランス、ドイツ、スロバキアおよびスウェーデンでは、政府はさまざまな参加活動ができるようにするために環境ＮＧＯへある程度の資金を提供しており、その一部の国では、司法手続への参加も対象とされている。しかし、一般に、環境訴訟の費用が高額であるが

故に、公益団体は自己の団体内部の弁護士か、プロボノベースでサービスを提供している弁護士に頼っている。

要するに、国内レポートによれば、司法手続の費用は、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、デンマーク、エストニア、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スペインおよびイギリスでは、環境上の司法アクセスの障害とみなされており―または、少なくとも―、抑制的な効果を有している。

5　環境争訟における実効性[23]

オーフス条約には、実効的な環境争訟に関する基本的な要件が存在する。九条四項および同五項によれば、九条三項の手続は、適宜差止命令を含む適切かつ実効的な救済を提供し、公正かつ衡平で時宜にかなったものでなければならない。各締約国は、条約に基づく権利を保障するために行政的および司法的な審査手続の可能性について、市民に知らせる責任もある。

行政手続の完了に関し明文で定められた期間と期限は、研究対象国にかなり共通のものである。これとは逆に、司法手続に関しては、判決を下すまでの期限が法律に定められているのは希であり、「著しい遅れのないように」とか、「合理的な期間内に」などと定めるにとどまる。しかし、例えば、オーストリアでは、第一審の行政裁判所は原則として六ヶ月以内に判決を言い渡さなければならないとされ、また、チェコやオランダでは、インフラ整備や建築プロジェクトに関する特定の法律が、裁判所に対し、それぞれ三ヶ月と六ヶ月以内に判決を下すことを求めている。単に一般的な宣言的規定により期限が定められている国々では、各国レポートにおいて遅延問題が広範に報告されており、また、多くの国で、そのことが実効的な司法の重大な障害とみなされている（ＢＧ、ＨＲ、ＣＹ、

FR、EL、HU、IE、IT、LT、MT、PT、RO、SK、ES、SE、UK)。

本研究の対象であるほとんどすべての加盟国が、通常当該国の立法機関によって選出されるオンブズマン制度を有している。基本的に、オンブズマンとは、行政主体と紛争にある個人および法人を援助する独立的な審査機関である。通常オンブズマンは、不服を調査し、調査結果を報告することができる。この制度は、極めて柔軟で、費用が低廉かつ簡易にアクセスできるという傾向がある。オンブズマンの権限は、調査、報告、あっせん、勧告といった法的拘束力のない活動に限定されているのが通例であることから、オンブズマンは、基本的に九条四項にいう実効的な救済としては位置付けられていない。しかし、それにもかかわらず、実務上、オンブズマンは極めて有益であることが多く、それ故、環境権の補完的な保護装置とみなされている。多くの加盟国では、オンブズマンの勧告に従うよう求める政治的圧力により、勧告が遵守されるのが通例であると報告されている。[24] いくつかの国（AT、CZ、EL、HU、PL、RO、ES）においては、オンブズマンが実際に訴訟を提起することができ、または係属中の環境事件に訴訟参加することもできるということも特筆に値する。

審査請求の提起は、通常、争われている決定を留保させる。そのような「停止効」は多数の研究対象国で認められているが、その例外は、ベルギー、キプロス、デンマーク、エストニア、フランス、ギリシャ、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポルトガル、ルーマニアおよびスペインである。しかし、多くの法体系において、ある種の決定は常に直接的な効果を有し、または、操業者の申請に基づいて、若しくは独自に「進行決定」を発する可能性が認められている。対照的に、司法審査は、通常、停止効を有しないが、その例外は、ブルガリア、フィンランド、ドイツ、スウェーデンおよび―第一審に関しては―オーストリアである。ラトビアにおいては、いくつかの特別法のもとで提起された事件について、このことが当てはまる。

もし手続が停止効を有しない場合、市民の構成員は、他の救済を求めている間、環境に損害を与える決定や活動を停止するよう差止めを申請することができる。差止めが認められる基準は国により多様であるが、遅延の危険、実体的な勝訴の蓋然性、個人的損害および利益の衡量という、四つの基本的なカテゴリーに分けることができる。[25] かなり多くの研究対象国において、適時に差止命令を得る可能性が限られていることが、環境上の決定を裁判所で争う際の重大な手続的課題とみなされている。このことは、緩慢な手続と実効的な執行メカニズムの一般的な欠如と相まって、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フランス、ギリシャ、ハンガリー、ルクセンブルク、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スペイン、イギリスにおいて、司法アクセスの重大な障害になっているように思われる。環境法と手続体系の複雑さが主たる課題として強調されている国もある。二、三の研究対象国では、裁判システムに対する信頼の欠如について言及がなされている。

前述のように、いくつかの研究対象国では、差止めを請求する当事者は損害の保証や相互保証を行わなければならない（BE、CY、ES、IE、IT、UK）。これらすべての国で、当該システムは、適切な救済というオーフス条約の要件を遵守するために裁判所が保証金を免除または減額する裁量を有している場合であっても、司法アクセスの障害として記述されている。

最後の質問事項は―差止命令の実効性の欠如、損害の相互保証に関する高額な費用および／または時間のかかる手続のために―「訴訟で勝っても、実質的に負ける」という事案の存在に関係する。多くの国のレポートにおいて、そのような例が記述されている。ベルギーのフラクシス（Fluxys）ガスパイプライン事件[26]、クロアチアのカンファナール（Kanfanar）石切場事件[27]、チェコのD8高速道路事件[28]、フランスのワテレ（Wattelez）事件[29]、オランダのエームス発電所（Eemscentrale）事件[30]、ポルトガルのカステロ・ベルデ（Castro Verde）高速道路事件（cf.

C-239/04)[31]、スロバキアのペジノク（Pezinok）処分場事件とモホフチェ（Mochovce）発電所事件[32]である。スペインでは、マドリッドのM30高速事件とアルメリアのエルアルガロビコ（El Algarrobico）ホテル事件が言及されており、イギリスでは―幾分古いが―有名なラッペル（Lappel）銀行事件（C44/95）[34]がある。別の例としては、サンタ・カテリーナ・ヴァルフルヴァ（Santa Caterina Valfurva）事件が欧州司法裁判所の判例としてよく知られている。[35]

三　勧告の要点

1　概要

総合レポートの後半部分は、EU加盟国におけるオーフス条約九条三項の履行に関する鍵となるいくつかの事項を総合的に反映したものである。これに関連し、そのような要因を促進するための適切なEU法の規定の仕方について勧告を行っている。紙数の関係上、本論文でそのすべてを繰り返すことはできないが、以下、勧告の要点を述べる。おそらくそれは、オーフス条約に加盟していない国々においても、世界中のより広い地域における環境事項の司法アクセスに関する考え方をさらに深めるための糧となりうる。

2　総論的な提言

- 環境事項における司法アクセスに関するEU指令を設ける必要がある。
- その指令の適用範囲は、人間の健康および自然資源の保護と合理的な利用に関する立法を含め、環境を保護・改善する目的を有するすべてのEU法をカバーするという、二〇〇三年提案を反映したものであるべきである。

・例えば、「行政の作為」および「行政の不作為」といった二〇〇三年提案のいくつかの定義も、用いられるべきである。

3　原告適格と審査範囲

・当該指令のもとで司法アクセスを付与される市民の構成員の定義は、環境アセスメント指令で用いられている基本的な定義を引き写せば良いであろう。すなわち、「環境上の意思決定手続により影響を受け、若しくは影響を受ける可能性があり、又はこれに関心を有する市民……。この定義の目的のために、環境保護を促進し、かつ、国内法の要件を充たすＮＧＯは、関心を有するものとみなされる」。

・環境ＮＧＯの原告適格に関する基準を設けることには十分な理由があり、その基準は―少なくともある程度―二〇〇三年提案で用いられている基準を反映したものでありうる。しかし、登録と年度会計監査という要件は、削除されるべきである。また、期間要件も破棄して差し支えないし、または、少なくとも、問題となっている活動により影響を受ける地域の市民の構成員一〇〇名の署名を提出することにより、一般的に公的な支援のあることを示す可能性と連動させることができよう。

・指令には、オーフス条約三条九項を反映し、非差別に関する明文規定を設けるべきである。

・市民の構成員は、意思決定の段階に参加したかどうかに関わりなく、審査手続へのアクセスを有するということを明確にする規定も置くべきである。

・審査の範囲は、争われている決定の手続的適法性と実体的適法性の両方を含むべきである。後者のことを明確にするために、申立人は、争いのある決定の内容を争うことができ、また、審査機関は、申立人が争っている

すべての関連事項について事案を調査する責任を有する旨を指令に示すこともありうる。

- 行政の不作為の問題について扱う必要がある。二〇〇三年司法アクセス指令案で用いられたモデルは、責任を有する公的機関が決定をせず、または不作為である場合にこれを争う手続の概略を定めたものであり、この方向を促進すべきである。

4　環境争訟の費用

- 環境争訟の費用の上限に関するルールを指令に設けるべきである。しかし、そのようなルールは、一般的に環境に関するすべてのＥＵ法に適用可能なものとすべきである。
- 費用に関する一般的な規定を司法アクセス指令に設け、環境争訟における費用は、主観的テストと客観的テストの双方の適用により設定されるべきであるということを強調するべきである。それに応じて、通常の市民、市民社会グループまたは環境ＮＧＯにとって何が過度に高額であるのかが、原告の財政状況と当該国における生活費の両方を考慮して決定されるべきである。当該規定では、当該事案における環境保護における公益の適正な考慮の必要性についても規定すべきである。費用負担責任に関するルールは、市民の構成員の広範な司法アクセスという目的に寄与すべきものである。
- 規定には、環境上の意思決定への参加費用は回避されるべきものとして規定する必要がある。これに加え、審査請求の費用と裁判費用は、合理的なレベルとし、なるべく定額料金が適用されるべきである。
- 環境争訟における費用の上限の別表を設けることが推奨される。費用の一覧表が明文上明確に定められていない場合には、申立人が手続の早い段階で、別途、費用問題に関する決定を得られるような可能性が存在してい

なければならない。

- 公的機関に関しては、一方的な費用の転嫁に関する規定が必要である。
- 法的扶助について決定する場合には、当該事案の公益を適切に考慮すべき旨を定める規定が必要である。これに加え、この枠組みでは、環境ＮＧＯが一定の条件のもとで法的扶助を受けられるようにすべきである。
- 悪意のある事案、気まぐれな事案では、より強力な費用負担責任を適用しうる。

5　実効性に関する諸問題

- 仮決定に関する規定では、審査機関による仮決定を得ることの重要性を強調することが必要である。当該規定は、一般的にすべてのＥＵ環境法に適用されるべきである。
- 差止命令に関する規定では、当該命令に関し決定する場合には、国内の裁判所が環境保護および他の公益を考慮することの重要性を強調すべきである。操業が重要な公益やＥＵ法により保護されている利益に関わる場合、操業者が、事案の終局的な決定がなされる前に事業を開始するためには極めて強力な理由が必要であるということを出発点とするべきである。そのためには、単なる経済的利益では不十分である。同様のことは、操業に対する広範な反対が存在する状況においても適用されるべきである。
- 将来の指令には、損害の保証金または損害の相互保証を禁止する明確な条文が設けられるべきである。
- 最後に、環境争訟の期限に関する明文規定が必要である。

6　おわりに

最後に、環境分野の審査請求と司法アクセスの関係について若干述べる必要がある。研究対象国の一般的な傾向として、市民の構成員のための司法アクセスに関する障害は、審査請求という中間的な段階を設けているシステムと比べ、市民が行政の作為または不作為を争うために直接的に司法審査を申し立てる可能性しか持たないシステムの方が大きいように思われる。一般に、審査請求は、ヒエラルキーのより高い機関により、しばしば国家レベルで、事案の完全な実体審査を行う可能性を提供する。そのような機関は、すべての―または少なくともほとんどすべての重要な―審査請求に係る決定を分析してきた経験に基づき、より高い能力を獲得していると考えることが合理的である。上訴は、一般に停止効を有し、審査機関は、通常事案を調査する義務があり、行政手続法は、裁判よりも柔軟な手続を可能としているのが通例である。手続は、しばしば修復的、実効的で、かつ、時宜にかなっており、当事者の費用は一般に低廉である。さらに、そのような行政機関が独立的かつ公平で、その決定が行政手続における終局的なものである場合、欧州人権条約六条の審判所および欧州連合の機能に関する条約（ＴＦＥＵ条約）二六七条にいう裁判所の要件をも充たすかもしれない[36]。もしそうなったならば、そのような機関は市民の構成員に「行政または司法手続を提供する」というオーフス条約九条三項の要件をも充たす。その後の司法審査は成文法の側面に限定されうるので、このさらなる機関は、当該秩序の実効性を改善する。

もしＥＵが、ＥＵレベルでオーフス条約九条三項の履行のための立法に向けた行動をとる場合、一連の立法に行政不服審査機関の必要性について規定することは、各加盟国の手続的な自律性に介入することになるため行われないであろう。しかし、これが最後の指摘になるが、他の加盟国やオーフス条約締約国において、好例に関する知見を改善し、広めるために、さまざまな行政不服審判所およびその賛否両論を研究する価値があるであろう。

（1） ＥＵ機関の意思決定については、オーフス条約は、「環境問題における情報へのアクセス、意思決定への市民参加及び司法アクセスに関するオーフス条約の規定のＥＵ機関への適用に関する二〇〇六年九月六日の欧州議会及び理事会規則」（No 1367/2006）により履行されている。

（2） 判例については、フランソワ・ブレイクランド「環境問題における司法アクセス―ＥＵレベルでの展開」行政法研究五号（二〇一四年）においてコメントがなされている。同誌は、二〇一三年三月に大阪大学が開催した国際会議「グリーンアクセスの実効的保障をめざして―日本の成果と課題―」の論文集であり、すべての報告は日本語に翻訳されているが、ブレイクランド氏の論文は、英語でも入手可能である（http://greenaccess.law.osaka-u.ac.jp/wp-content/uploads/2014/05/arten-brakelandup.pdf）。会議の報告資料は、グリーンアクセスプロジェクトのホームページに掲載されている（http://greenaccess.law.osaka-u.ac.jp/english/international-symposium-march-2013）。

（3） 「実効的な司法」という総合レポートの最終版は、二〇一三年一一月に公表され、全二八カ国のレポートとともに欧州委員会のウェブサイトで入手可能である（http://ec.europa.eu/environment/aarhus/access_studies.htm）。中国語版は、欧中環境ガバナンスプログラムにより公表されている（http://www.ecegp.com/english/knowledge/Section-2.asp）。

（4） 環境問題における情報へのアクセス、意思決定への市民参加及び司法へのアクセスに関する条約のＥＣのための結論に関する二〇〇五年二月一七日の欧州理事会決議の付属書（2005/370）―環境問題における情報へのアクセス、意思決定への市民参加及び司法へのアクセスに関する条約一九条に基づくＥＣによる宣言（http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:JOL_2005_124_R_0001_01）。

（5） 環境問題における司法アクセスに関する欧州議会及び理事会指令案（2003/624/COM）。

（6） http://www.google.se/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=3&ved=0CDUQFjAC&url=http%3A%2F%2Fec.europa.eu%2Fenvironment%2Faarhus%2Fpdf%2Fconf%2Fmilieu.pdf&ei=Lj7kVOWKHIP0OreBgPgI&usg=AFQjCNGciqCNdeB2CiTZVs3BpEttARfZLw&bvm=bv.85970519,d.ZWU

（7） チェコの国内レポートによれば、チェコの憲法裁判所は、良好な環境に関する権利は自然人のみに帰属し、法人には帰属しないことは「自明である」ので、環境団体はこの権利を主張できないという見解をとっている（CZ（Černý）, p. 13）。See also the Aarhus Convention's Compliance Committee case C/2010/50 para 49.

(8) Eliantonio, M & Backes, Ch & van Rhee, C.H. & Spronken, T & Berlee, A: *Standing up for your right(s) in Europe. A comparative study on legal standing (locus standi) before the EU and Member States' courts.* Report to the European Parliament's Committee on Legal Affairs, European Union, 2012. (p. 70), EE (Relve), p. 9 and FI (Waris), p. 6.

(9) ＥＬ (Kallia), p. 20.

(10) ＮＬ (Backes), p. 9.

(11) ＵＫ (Macrory & Day), p. 12.

(12) ＩＴ (Caranta), p. 11.

(13) ＥＥ (Relve), p. 11f.

(14) ＣＺ (Černý), p. 5, 13-14. なお、最近、遵守委員会は、この論理はオーフス条約九条二項に合致しないと判断した。See C/2010/50 Czech Republic (2012-06-29), para 78-81.

(15) ＰＴ (Aragão), p. 30.

(16) 本節の内容は、大部分がイギリスＷＷＦの事務弁護士であるキャロル・デイ（Carol Day）氏により作成された。費用問題に関しては、さらにオーフス条約司法アクセス部会第四回会合のために作成された次の文書を参照。Darpö, J: *On Costs in the Environmental Procedure.* 31 January 2011, published on: http://www.unece.org/environmental-policy/treaties/public-participation/aarhus-convention/envpptfwg/envppatoj/analytical-studies.html.

(17) 環境団体は除外されている。

(18) ドイツにおける訴訟物の価値に関する情報は、欧州行政裁判官協会のベルナー・ヘールマン（Werner Heermann）氏より提供された。

(19) より正確にいえば、ある手数料（Gebühr）が定められ、訴訟費用はその手数料の数による。例えば、訴額が一五、〇〇〇ユーロとされれば、手数料は二四二ユーロである。そして、行政裁判所第一審の裁判手数料は七二六ユーロ（三手数料）、第二審は九六八ユーロ（四手数料）、最高裁は一、二一〇ユーロ（五手数料）である。差止命令の場合、裁判手数料は、それぞれ二四九ユーロ、三三二ユーロ、四一五ユーロである。

(20) ＤＥ (Wegener), p. 17f.

(21) ＩＥ (Ryall), p. 34.

(22) 実際には、逆の例も存在する。フィンランドやスウェーデンでは、裁判所で争われている許可に基づき操業を開始するための「推進決定」を求める場合に、操業者が保証を支払わなければならない。

(23) 本研究の各国レポートのほか、本節の重要な情報源は、オーフス条約司法アクセス部会のためにヤファ・エプシュタイン（Yafa Epstein）氏が行った研究である。*Access to Justice: Remedies*. Geneva 2011-03-09 and *Approaches to Access: Ideas and Practices for Access to Justice in Environmental Matters in the Areas of the Loser Pays Principle, Legal Aid, and Criteria for Injunctions*. Study prepared for the 4th session of the Meeting of the Parties 29 Jun – 1 July 2011, both published on: http: //www. unece. org/environmental-policy/treaties/public-participation/aarhus-convention/envppt fwg/envppatoj/analytical-studies.html.

(24) Epstein: *Access to Justice: Remedies*, p. 84.

(25) 停止効と差止めの詳細について、次の文献参照。Epstein: *Access to Justice: Remedies*, p. 86ff.

(26) ＢＥ (Lavrysen), p. 31.

(27) ＨＲ (Capeta), p. 23.

(28) ＣＺ (Černý), p. 18.

(29) ＦＲ (Makowiak), p. 15.

(30) ＮＬ (Backes), p. 22.

(31) ＰＴ (Aragão), p. 21.

(32) ＳＫ (Kováčechová), p. 21.

(33) ＥＳ (Moreno Molina), p. 20.

(34) ＵＫ (Macrory & Day), p. 23.

(35) C-304/05 Santa Caterina Valfurva. see Hadroušek, D: Speeding up Infringement Procedures: Recent Developments Designed to Make Infringement Procedures More Effective. *Journal of European Environmental & Planning Law* (JEEPL), 2012, p. 235 (at p. 236).

(36) See C-9/97 and C-118/97 about the Finnish Maaseutuelinkeinojen Valituslautakunta (Rural Business Appeals Board) and C-205/08 about the Austrian Umweltsenat.

〔付記〕

ヤン・ダルポ氏は、ウプサラ大学（スウェーデン）の教授であり、オーフス条約司法アクセス部会長でもある。本稿は、二〇一五年三月九日～一〇日に大阪大学において開催された国際会議「環境法の参加原則に係る評価指標の検討―アジア版オーフス条約に向けた国際連携構築―」のために提出された論文を翻訳したものである。この会議は、「環境法の参加原則に係る評価指標の検討―環境民主主義の確立に向けた国際連携構築」（科研費）、「エネルギー、化学物質、水管理政策における市民参加型の意思決定手法に関する国際比較」（グローバル展開プログラム）、「アジア版オーフス条約に向けた提言――環境正義実現のための国際連携構築」（三井物産環境基金）の共催により行われた。この会議のディスカッションペーパーおよび報告資料については、グリーンアクセスプロジェクトのホームページより入手可能である（http://greenaccess.law.osaka-u.ac.jp/sympo/workshop2015march）。